

## 災害時における応急対策物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て、より迅速かつ円滑に資材を調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に資材の調達が必要になった場合、品名、数量等を明示した出荷要請書（別紙1）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 資材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) ブルーシート
- (2) 土のう袋
- (3) その他乙が製造・販売するもの

（費用等）

第5条 乙が甲に供給した資材の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲が供給を受けた資材の対価及び運搬等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第6条 甲は、資材等の費用について乙の請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（引渡し及び車両優先通行の確保）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、災害時において、乙が前項の規定により物資を搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙2）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（担当者名簿の作成）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿を作成し、相互に交換するものとする。その連絡先を変更する必要が生じた場合、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。ただし、乙がこの協定に掲げる資材の取扱いをしなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 5 月 21 日

甲 岡山市北区内山下2丁目4番地6号  
岡山県  
岡山県知事 伊 原 木 隆 太



乙 倉敷市水島中通1丁目4番地  
萩原工業 株式会社  
代表取締役社長 浅 野 和 志

